

論文審査の結果の要旨

氏名 田中 由美子

1. 論文の概要

本論文は、開発途上国の農村において労働力率が高いにもかかわらず、土地の所有権・灌漑組織への参加権、融資の利用機会等が低い率にとどまっている女性を対象として、これら諸権利の獲得過程を調査・追究している。すなわち、過去3時点の土地登録データを入手し、土地登録状況がどのように変化してきたかを分析し、代表的な3地区を対象に、土地権の移動がどのような理由によるものかを悉皆アンケート調査を行い、明らかにしている。さらに、農村女性にとっての土地権に関わる価値について詳細な面接調査をおこない、「価値あると思うことがら」は何であるか、そのことが土地獲得によってどのように満たされるのか、あるいは満たされないのかを明らかにしている。以上のように、タンザニアの農村において、女性の土地権獲得過程とその意義を明らかにした論文である。

2. 論文の特徴

本論文は、以下のような特徴を有している。

(1) 4つの目的に対応する帰無仮説を提示し、考察をおこなっている。

「仮説1：政府の開発事業による土地再配分がおこなわれると、農村女性は土地（耕作地）の慣習的耕作権および所有権を剥奪される」、「仮説2：土地権の近代化を進めると、農村女性の土地（耕作地）の所有権は経時的に失われる」、「仮説3：農村女性が、土地（耕作地）の自己名義登録をすれば、土地の管理権（営農権、収益権、処分権）を有することができる」、「仮説4：地域コミュニティは、慣習法にもとづき、女性の土地（耕作地）の所有権を認めない」。

(2) これらの仮説を検証するために、多数のデータを発掘・収集している。当該地区の土地所有の変遷については、灌漑事務所から各灌漑地区に送出された通達文書と土地再配分者リストをもとに、性別や家族関係を考慮しながら集計している。土地所有者および非所有者に対しては、土地を所有することの価値について、半構造的面接調査を実施している。さらに、生活状況および土地権に関して、代表的なブロックにおいて悉皆調査を実施している。

(3) 仮説1については、農村女性が土地権を取得する方法には、開墾による割譲、政府による土地再配分、相続、贈与、購入などがあること、灌漑事務所による土地再配分にあたっては、従前地において慣習的耕作権・所有権を有していた女性は、自己名義で土地登録をおこない、土地権の回復が可能であったことを明らかにしている。

(4) 仮説2については、ブロックごとの水利組合が所有していた土地登録者リストを収集・分析し、さらに上流、中流、下流から、それぞれ1ブロックを選定し、女性の土

地所有の経時的変化を分析した結果、女性の土地所有者数は、対象3ブロックすべてにおいて増加したことを明らかにしている。

(5) 農村女性にとっての土地所有の価値を明らかにするために、質問票調査および面接調査を実施し、男女ともに土地所有が価値あることと考えていることを明らかにしている。とくに女性にとっての土地所有は、現金収入、生活の質の向上、生活の持続性、子どもの養育・学費のために必要であり、組合や会合への社会参加にとって「価値あると思う」ことであることを明らかにしている。

(6) 仮説3に関しては、サブサハラアフリカにおいて国際援助機関が実施してきた女性の土地権を促進するための事業で採用されてきた論について、質的調査で検証している。結果、女性が自己名義の土地を所有している場合は、管理権（営農権、収益権、処分権）が伴う傾向があるが、自己名義のみでは必ずしも管理権が保障されるわけではないことを明らかにしている。他方で、処分権がなくても、継続的な営農権と収益権を有することに価値ありとする女性もいたことを示している。なお、この分析にあたっては、土地へのアクセスとコントロールという2軸を用いて、アクターごとの土地との関わりを位置づけており、土地との関わりが明確に分析されている。

(7) 仮説4については、地域社会の慣習が女性の土地権の拡大を阻む要因であるという、タンザニアのジェンダー土地作業委員会の論を検討している。自己名義登録をしている者、していないが所有している者、非所有者に対して、誰に土地を相続させるか、遺言を作成・残すかと言う質問を通じて、分析をおこなった結果、依然として男子相続が優先されていることを示すとともに、娘にも相続させる、娘と息子の両方に相続させるいという新しい選択が発現していることも明らかにしている。

(8) 以上より、多様な地域社会（村落評議会やブロック会合など）が、クラン（氏族）や親族の意向に反し、女性が土地を相続することを公認するという社会変化が見られたことを示している。また相続を確実にするために、書面の遺言書を作成するという選択が男女ともに普及しつつあることも示している。

3. 論文の成果

本論文は、上記の通り開発途上国の農村における女性の土地所有について、その実態とその意義について具体的にかつ詳細に示したことが評価できる。また、「土地権の進化論」を採用していない国においても、実際には土地権の近代化が生じており、平板な近代化ではない二元論的な展開があることを示した点も価値あることと言える。

本論文では、膨大なデータを収集・分析していることは前述の通りであるが、すべてを分析し尽くしておらず、さらなる分析の余地を残している。しかしながら、これらのデータを収集・整理し、貴重なデータベースとした成果は大きい。

なお本論文の一部は、山路永司との共同研究であるが、論文提出者が主体となって分析および検証を行ったもので、論文提出者の寄与が十分であると判断する。

以上より、審査員一同は、本論文に対し博士（国際協力学）の学位を授与できると認める。